



兵庫地方最低賃金審議会使用者代表委員の補充候補者の推薦に関する公示
兵庫労働局一般公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、兵庫地方最低賃金審議会使用者代表委員を補充任命したいので、関係使用者団体は、下記「兵庫地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年6月15日

兵庫労働局長 金成 真一

記

兵庫地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働問題若しくは中小企業の経営問題を取り扱うことが主な目的であるか又は業務の主要な部分である使用者団体であって、兵庫労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しない者であること。

3 推薦手続

（1）推薦の方法

推薦にあたっては、別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

（2）推薦締切期日

令和8年6月30日

（3）推薦書の提出先

兵庫労働局労働基準部賃金室

（神戸市中央区東川崎町1丁目1－3 神戸クリスタルタワー16階）